

# 愛媛県幸

愛 媛 県 発 行

第2831号

平成28年12月6日火曜日 第2831号

		<b>\$</b>	目規	次則	<b>\$</b>			
			Λπ	χu				
愛媛県内水面漁	業調整規則の一部を改正する規則					 	(水産記	果) 950
			告	示				
愛媛県内水面漁場	場管理委員会委員の選任					 	(水産誌	果) 951
公共測量の実施の	の通知					 	(道路維持詞	果) 951
都市計画の変更	(追加)案の縦覧(5件)					 	(都市計画語	₹) 951
開発行為に関す	る工事の完了(2件)					 (中奇	5地方局建築指導認	果) 952

則

# ○愛媛県規則第43号

愛媛県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年12月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

### 愛媛県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

愛媛県内水面漁業調整規則(昭和42年愛媛県規則第29号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 īF 後 改 正 前

(水産動植物の採捕の許可)

- 第6条 次の各号に掲げる漁具又は漁法によつて水産動植物を採捕 │第6条 次の各号に掲げる漁具又は漁法によつて水産動植物を採捕 しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなけれ ばならない。ただし、漁業権又は入漁権に基づいてする場合及び 漁業法第129条の遊漁規則に基づいてする場合は、この限りでな L1.
  - (1)~(14) 省略

(禁止期間)

**第25条** 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表右欄に掲 **第25条** 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表右欄に掲 げる期間は、採捕してはならない。

名	称	禁	止	期	間	
省略						

2 省略

(大きさの制限)

**第26条** 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表右欄に掲 **|第26条** 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表右欄に掲 げる大きさのものは、採捕してはならない。

	名	称	大きさ
省略			

- 2 前項の表の左欄に掲げる水産動物のうち、ます の放産した卵は、採捕してはならない。
- 3 省略

(水産動植物の採捕の許可)

- しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなけれ ばならない。ただし、漁業権又は入漁権に基づいてする場合及び 漁業法第129条の遊漁規則に基づいてする場合は、この限りでな 11.
  - (1)~(14) 省略
  - (15) 食用がえるを目的とする漁具又は漁法

(禁止期間)

げる期間は、採捕してはならない。

名 称	禁	止	期	間
省略				
食用がえる	6月15日から7	月14日	<u>まで</u>	

2 省略

(大きさの制限)

げる大きさのものは、採捕してはならない。

名 称	大きさ
省略	
食用がえる(おたまじやくしを含む。)	体重200グラム以下

- 2 前項の表の左欄に掲げる水産動物のうち、ます又は食用がえる の放産した卵は、採捕してはならない。
- 3 省略

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告 示

#### ○愛媛県告示第1335号

漁業法(昭和24年法律第267号)第131条第2項の規定により、愛媛県内水面漁場管理委員会委員として、次の者を平成28年12月1日選任した。

平成28年12月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

種別	E	£	ŕ	3	住所	職	業
	本	多	義	雄	伊予郡松前町中川原548	団体1	殳 員
漁業者代表	岡	村	重	治	西条市中野甲1308 - 4	団体1	殳 員
点来有11.农	柴	田	常	則	松山市溝辺町甲412	団体	设 員
	小	Щ	欽	也	宇和島市津島町岩松388 - 5	団体	设 員
1518 to 00 to	白	石	勝	久	松山市中村2-8-6	団体1	殳 員
採捕者代表	鈴	木	貴	明	松山市来住町440 - 9	団体1	殳 員
	高	木	基	裕	松山市畑寺 1 - 2 - 17	大学准	教授
<u>~~</u> ÷m √2 EA <del>-1</del> √	斉	藤	智	子	松山市菅沢町乙642 - 3	N P O 代表	法人
学識経験者	垣	原	登洞	ま子	松山市紅葉町 2 - 17 - 303	大学	講師
	光	澤	安征	大子	西条市福武甲848 - 3	NPO 調査員	

# ○愛媛県告示第1336号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、東予地方局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年12月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量(砂防基盤図作成業務)

2 作業期間 平成28年11月24日から

平成29年3月17日まで

3 作業地域 四国中央市中之庄町他

## ○愛媛県告示第1337号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び西条市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成28年12月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称西条都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域西条都市計画区域 全域

## ○愛媛県告示第1338号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁、松山市役所、伊予市役所、東温市役所、松前町役場及び砥部町役場において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成28年12月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称松山広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域 松山広域都市計画区域 全域

#### ○愛媛県告示第1339号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び久万高原町役場において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成28年12月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称久万都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域 久万都市計画区域 全域

## ○愛媛県告示第1340号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び内子町役場において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成28年12月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 都市計画の種類及び名称内子都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域内子都市計画区域 全域

## ○愛媛県告示第1341号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び西予市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成28年12月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 都市計画の種類及び名称西予都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域西予都市計画区域 全域

## ○愛媛県告示第1342号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成28年12月6日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
28中局建(開)第34号 平成28年11月24日	伊予郡松前町大字東古泉字四ツ黒152番 5	伊予市市場甲171番地 1 三 好 慶 太 郎

#### ○愛媛県告示第1343号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成28年12月6日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
28中局建(開)第35号 平成28年11月24日	伊予郡松前町大字恵久美字丸田626番1、626番4、626番5、627番1、628 番及び字長連寺669番2	伊予郡松前町大字永田325番地 1 有限会社四国民芸 代表取締役 成 松 和 彦

平成28年12月6日 発行 952